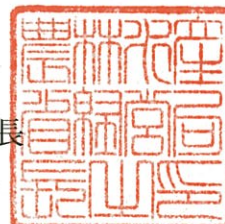




27経営第3255号
平成28年3月30日

全国農業会議所
会長 二田 孝治 殿

農林水産省経営局長



「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」の一部改正について

農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について（昭和45年4月30日付け45農地B第953号農林省農地局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、今後とも本事業の円滑かつ適切な実施に御配慮をお願いします。

なお、貴管下団体等への通知については、貴職からお願いします。

○「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について（昭和45年4月30日付け45農地B第953号農林省農地局長通知）」一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 農業委員会に対し農地移動適正化あっせん事業の指導をするに当たっては都道府県は、あらかじめ農業委員会等に關する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構と連絡を緊密にし、その徹底を図ること。	1 農業委員会に対し農地移動適正化あっせん事業の指導をするに当たっては都道府県は、あらかじめ都道府県農業会議と連絡を緊密にし、その徹底を図ること。

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

改正後

(別紙様式例1) (略)

(別紙様式例2) (略)

(別紙様式例3)

1. ～4. (略) 遊楽又は宿泊等 (要領9のアのあつせんの場合)

1. ～3. (略) 遊楽又は宿泊等 (要領9のイのあつせんの場合)

1. ～3. (略) 遊楽又は宿泊等 (要領9のウのあつせんの場合)

改正前

(別紙様式例1) (略)

(別紙様式例2) (略)

(別紙様式例3)

1. ～4. (略) 遊楽又は宿泊等 (要領9のアのあつせんの場合)

1. ～3. (略) 遊楽又は宿泊等 (要領9のイのあつせんの場合)

1. ～3. (略) 遊楽又は宿泊等 (要領9のウのあつせんの場合)

別紙小表 ※(要領9のアに係るあつせんの場合、同イに係るあつせんの場合、同ウに係るあつせんの場合)

あ	つ	せ	ん	基	準	相手方候補者氏名	相手方候補者氏名	相手方候補者氏名	相手方候補者氏名
①	ア	その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積 (その経営面積に係る土地が農業生産者又は近隣住民の営む経営に供される場合には、その経営面積をその常時従事する構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が農業経営又は養蚕経営に供される場合には、飼養現況表、以下同じ。) が別に定める場合を除き当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積 (その基準面積に係る土地が養蚕経営又は養蚕経営に供される場合には、以下同じ。) を超えるものであること。							
②	イ	その農業経営の資本規模が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか又は近く適当な水準になる見込みがあること。							
③	ウ	その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。							
④		農業振興地域整備計画において作成しようとする作目及び農業経営の形態に對して必要と認められる要件							
⑤		その他農業委員会で定めていいる要件 ()							
⑥		農業農村整備事業等の関連上必要であると認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意見に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であつて、この農業振興施策との関連において(1)、(2)及び(3)のあつせん基準にかかわらず特別の基準によりあつせんを必要とする場合の特別の基準 ()							
⑦		順位							

(記載注意) (略)

(別紙様式例4) (略)

別紙小表 ※(要領9のアに係るあつせんの場合、同イに係るあつせんの場合、同ウに係るあつせんの場合)

あ	つ	せ	ん	基	準	相手方候補者氏名	相手方候補者氏名	相手方候補者氏名	相手方候補者氏名
①	ア	その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積 (その経営面積に係る土地が農業生産者又は近隣住民の営む経営に供される場合には、その経営面積をその常時従事する構成員に属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が農業経営又は養蚕経営に供される場合には、飼養現況表、以下同じ。) が別に定める場合を除き当該地域における作目及び経営形態別に当該地域における農家の平均の経営面積以上で農業委員会が定める基準面積 (その基準面積に係る土地が養蚕経営又は養蚕経営に供される場合には、以下同じ。) を超えるものであること。							
②	イ	その農業経営の資本規模が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか又は近く適当な水準になる見込みがあること。							
③	ウ	その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。							
④		農業振興地域整備計画において作成しようとする作目及び農業経営の形態に對して必要と認められる要件							
⑤		その他農業委員会で定めていいる要件 ()							
⑥		農業農村整備事業、経営体育成支援事業等との関連上必要であると認められる事項については、当該地域の農業者の大多数の意見に基づいて実施される農業振興施策等がある場合であつて、この農業振興施策との関連において(1)、(2)及び(3)のあつせん基準にかかわらず特別の基準によりあつせんを必要とする場合の特別の基準 ()							
⑦		順位							

(記載注意) (略)

(別紙様式例4)

(別紙様式例6)

年度農地移転計画正化あわせん事業実施概要

地目	売買		交換		賃貸借		その他		合計		あっせん 延べ回数	備考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
農地	()	ha	()	ha	()	ha	()	ha	()	ha	回	
探草放牧地	()		()		()		()		()			
未墾地	()		()		()		()		()			
農業用施設用地	()		()		()		()		()			
計	()		()		()		()		()			
農地												
探草放牧地												
未墾地												
農業用施設用地												
計												

(記載注意)

1. 農業委員会内のあっせんによる移動量は、農業振興地域の農用地区域における農地法第3条許可及び農業経営基盤強化促進事業による移動量の全てを対象とするものとし、()内に農業経営基盤強化促進事業によるものを内数として記載すること。

2. ～4. (略)

年度農地移転計画正化あわせん事業実施計画

地目	売買		交換		賃貸借		その他		合計		備考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
農地	件	ha	件	ha	件	ha	件	ha	件	ha	
探草放牧地											
未墾地											
農業用施設用地											
計											

(別紙様式例6)

年度農地移動適正化あっせん事業実施実績

管内の農業委員会内の移動総量	地目	売		買		交換		貸借		その他		合計	あっせん延べ回数	備考
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積			
管内の農業委員会内の移動総量	農地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	回	
	探草放牧地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	社	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	農地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	探草放牧地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	未墾地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	農業用施設用地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	農地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	探草放牧地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
未墾地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			
農業用施設用地	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			

(記載注意)

1. 農業委員会内の移動総量及びあっせんによる移動量は、農地法第3条許可及び農業経営基盤強化促進事業による移動量の全てを対象とするものとし、()内に農業経営基盤強化促進事業によるものを内数として記載すること。
2. ～4. (略)

年度農地移動適正化あっせん事業実施計画

地目	売	買	交換	貸借	その他	合計		備考
						件数	面積	

あっせんに よる移動量	農地	ha					
		作	作	作	作	作	作
	採草放牧地						
	未墾地						
	農業用施設用地						
	計						

(記載注意) (略)